

令和6年度
第10回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和6年12月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和6年度第10回八幡平市農業委員会総会議事録						
告 示 年 月 日	令和6年12月16日					
告 示 事 件	別紙告示写しのとおり					
招 集 年 月 日	令和6年12月25日					
招 集 場 所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和6年12月25日 13時00分			議 長	三 浦 美恵子
	閉 会	令和6年12月25日 13時28分			議 長	三 浦 美恵子
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出 席 18名 欠 席 1名 凡 例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 △ 遅 延 ● 退 席 × 不応招	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席	議 席 番 号	委 員 氏 名	出欠席
	1	小山田 和 義	○	11	竹 田 和 夫	○
	2	國 司 功	○	12	大 森 直 子	○
	3	高 橋 栄 光	○	13	田 村 昭 雄	○
	4	竹 田 憲 治	▲	14	中 村 一 彦	○
	5	齊 藤 由希子	○	15	三 浦 隆	○
	6	古 川 美枝子	○	16	工 藤 嘉 充	○
	7	向久保 勉	○	17	伊 藤 始	○
	8	熊 澤 威 人	○	18	松 村 勝 彦	○
	9	元 木 昭 彦	○	19	三 浦 美恵子	○
	10	阿 部 正 光	○			

議 事 録 署 名 委 員	議席番号 9 番	元 木 昭 彦	議席番号 10 番	阿部 正光
八幡平市農業委員会会議 規則第 1 4 条第 1 項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事 務 局 長	工 藤 紀 之		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 查		
	農地調整係主任	畑 肇		
	農地調整係主事	恩 賀 ひとみ		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（工藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号4番竹田憲治委員、体調不良のため、欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中18名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（三浦会長）

ただ今から、令和6年度八幡平市農業委員会第10回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（三浦会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（三浦会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、9番 元木昭彦 委員、10番 阿部正光 委員を指名します。

3 報告

議長（三浦会長）

次に、事務局から第10回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料3ページをお開き下さい。

第10回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり3項目の報告及び連絡、3項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和6年12月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和6年度第10回総会について

3 項目め。「市制施行 20 周年記念式典」の出席（招待者）について

以上、3 項目の内容について、事務局から説明を行いました。

なお、関係する質疑内容はございませんでしたが、3 項目め「市制施行 20 周年記念式典」の出席（招待者）につきましては、後ほどの農業委員・農地利用最適化推進委員合同会議にて改めて事務局より説明を行う予定です。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間について

協議を行った結果、1 月 9 日午前 10 時に決定となりました。

2 項目め。農地等の利用の最適化の推進に関する指針の修正について

内容について協議を行ったところ、5 ページの中ほどに記載した通りとなりましたが、改めて本日の合同会議の協議事項で、推進委員との協議を経て決定となる予定としております。

3 項目め。令和 7 年度農作業労賃と機械利用料金標準額表の策定について

内容について協議を行ったところ、6 ページの下側に記載した通りとなりましたが、改めて本日の農業会議の協議事項で、事務局より説明を行う予定としております。

続きまして、5 情報提供等となります。

事務局から 2 件の情報提供等がありました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和 6 年度第 10 回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第 8 条に基づき報告します。令和 6 年 12 月 25 日 運営委員長 会長 三浦美恵子。

以上となります。

議長（三浦会長）

ただ今の「第 10 回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 8 ページをご覧ください。

令和 6 年 11 月 22 日から令和 6 年 12 月 24 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番からかた括弧 4 番までは先月の総会内容、かた括弧 5 番は 10 月の総会内容となります。かた括弧 6 番はこの 1 ヶ月の相続人変更の申請の数です。かた括弧 7 番の 4 名の農地改良届は昨年からの更新であり、現地調査を行っております。

次に、かた括弧 8 番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は 12 月 17 日の火曜日でございまして、17 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の 7 番委員向久保勉委員、農業委員の 14 番委員中村一彦委員、推進委員の

西根北地区の3番委員田村光幸委員、推進委員の松尾地区の4番委員高橋憲一委員、推進委員の安代地区の3番委員三浦義春委員の5名でございます。

また、事務局からは工藤事務局長と私の2名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、農地のあっせん申出状況を報告します。令和6年11月16日から令和6年12月15日までの間で、あっせんの申出は8件となっております。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（三浦会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（三浦会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（三浦会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木農地調整係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

内容の説明に入る前に 農地法第3条の概要を説明します。

農地法第3条とは、農地を農地のまま貸借、売買、贈与し、耕作を目的とした権利移動を行う許可制度です。

それでは、申請内容の説明に入ります。

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は9件ございます。

申請番号1：大更第4地割182-2、田、192平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が保全管理をしており、権利設定後は水稻を作付する予定です。

申請番号 2：大更第 28 地割 66-2、田、1,705 平方メートルを含む 4 筆 4,619 平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が保全管理をしており、権利設定後は水稻を作付する予定です。

申請番号 3：荒木田第 11 地割 31、田、2,205 平方メートルを含む 2 筆 2,647 平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が貸し付けて水稻を作付けしており、権利設定後は水稻を作付する予定です。

申請番号 4：松尾第 27 地割 237、田、226 平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付けしており、権利設定後は水稻を作付する予定です。

申請番号 5：古屋敷 88-1、畑、1,699 平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が保全管理しており、権利設定後は果樹を作付する予定です。

申請番号 6：下の田 52-1、田、1,573 平方メートルを含む 3 筆 6,334 平方メートルです。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付けしており、権利設定後は水稻を作付する予定です。

申請番号 7：田頭第 29 地割 117-2、田、385 平方メートルです。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が果樹、野菜を作付けしており、権利設定後は果樹、野菜を作付する予定です。

申請番号 8：西根寺田第 5 地割 7、田、1,157 平方メートルを含む 9 筆 10,678 平方メートルです。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付けしており、権利設定後は水稻を作付する予定です。

申請番号 9：松尾第 2 地割 337-2、田、1,571 平方メートルです。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付けしており、権利設定後は水稻を作付する予定です。

申請筆別明細は 4 ページのとおりです。併せて、関係資料の 1 ページに審査項目一覧表を記載しておりますので、ご確認願います。

今回申請は農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の西根北地区田村光幸委員 にお願います。

西根北地区農地利用最適化推進委員（田村委員）

推進委員の田村光幸です。

申請番号 1 番ですが、位置は、JR 東大更駅から南西に約 1.2 k m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 2 番ですが、位置は、八幡平市立病院から東に約 1.7 k m 以内に点在しています。現況は、稲の刈取後及び保全されておりました。

申請番号 3 番ですが、位置は、西根第一中学校から北東へ約 550m の地点です。現況は、稲の刈取後の状態でした。

申請番号 4 番ですが、位置は、松野小学校から北東に約 520m の地点です。現況は、稲の刈取後の状態でした。

申請番号 5 番ですが、位置は、安代 IC から北東へ約 3.5 k m の地点です。現況は、保全されて

おりました。

申請番号 6 番ですが、位置は、安代 IC から北東に約 4.5 k m 以内に点在しています。現況は、稲の刈取後の状態でした。

申請番号 7 番ですが、位置は、田頭小学校から北へ約 700m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 8 番ですが、位置は、寺田小学校から北へ約 4 k m の地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号 9 番ですが、位置は、J R 松尾八幡平駅から北東へ約 450m の地点です。現況は、保全されておりました。

対象の農地は周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 1 号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第 2 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の説明の前に 農地法第5条の概要を説明いたします。

農地法第5条とは、農地を農地以外に利用する目的で貸借、売買などの権利移動を行う許可制度です。所有者や事業者は、農業委員会を経由して県知事の許可を受ける必要があります。

それでは、議案の6ページをご覧ください。今月の申請は2件です。関係資料4ページにあります申請一覧表も あわせてご覧ください。

なお、今回の申請2件は、8月総会で審査し、岩手県知事から許可が下りている一時転用と同様の風力発電所設置に係る一時転用申請と永久転用申請でございます。2件とも関連がございますので、まとめて説明させていただきます。

申請番号1：田の沢 167-3、畑、558,472 m²のうち 262 m²を含む2筆 2,276 m²です。転用の目的は、使用貸借設定による 風力発電所の設置のための一時仮設ヤードです。

申請番号2：田の沢 167-47、畑、20,651 m²を含む3筆 26,036 m²です。転用の目的は、地上権設定による 風力発電所の設置です。

両申請とも申請地の農地区分は、第1種農地、例外規定は申請番号1は、一時転用による申請で、契約期間は3年を予定しており、完了後は原状復旧するものです。申請番号2は、岩手県風力発電導入構想に基づいた公共の利益となる事業とする土地収用法によるものです。

これらの申請は、二戸市と当市にまたがる 稲庭高原地域に 風力発電所を設置することから2市と、工事の際に一時的に 道路拡幅を要する軽米町の3市町にまたがる農林水産大臣への協議を要する案件です。許可までの流れといたしましては、3市町の農業委員会総会で意見決定後、岩手県農業会議での意見聴取と、盛岡及び県北広域振興局を通じて岩手県農業振興課で審査を行いその後、3市町の一体的な事業として東北農政局で協議し支障ないと判断された場合に県知事許可があります。

今回申請は農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を農地利用最適化推進委員の西根北地区 田村光幸 委員にお願いします。

安代地区農地利用最適化推進委員（田村委員）

推進委員の田村光幸です。

申請番号1番及び2番ですが、位置は安代インターチェンジから北西へ約5.5kmの地点です。積雪のため、申請地までの道が通行できないことから、事務局が事前に撮影した写真と図面で、現況が保全されていることを確認しました。

今回の農地は、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（三浦会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。

質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』

議長（三浦会長）

次に、議案第3号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木農地調整係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

内容の説明に入る前に 農用地利用集積等促進計画について、概要を説明します。

農用地利用集積等促進計画とは、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づき「農地中間管理機構」・「所有者」・「耕作者」が農地を借受・貸付・所有権移転等をする際に作成する計画であり、「既に所有者が農地中間管理機構に農地を貸し付けていて、権利の設定を受ける者（耕作者）の変更を行う場合」及び「地域計画策定作業の途中及び地域計画策定済みの区域での賃貸借権、使用貸借権、所有権移転等の権利設定を行う場合」「農地中間管理機構から耕作者への3年間の一時貸付後に、農地中間管理機構から耕作者に所有権移転を行う場合」に農用地利用集積等促進計画の策定を行います。

それでは、計画（案）の説明に入ります。

議案の8ページをご覧ください。今月の案件は67件です。

申請番号1～2は賃貸借権の移転、いわゆる再配分となります。

申請番号3～6は「地域計画策定済及び策定作業中の区域」における使用貸借権設定の更新でございます。

申請番号7～30は「地域計画策定済及び策定作業中の区域」における新規の賃貸借権の設定でございます。

申請番号 31～58 は「地域計画策定済及び策定作業中の区域」における新規の使用貸借権の設定でございます。

申請番号 59～67 は「地域計画策定済及び地域計画策定作業中の区域」における所有権移転でございます。

申請筆別明細は 20 ページ以降のとおりです。

今回の申請は農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（三浦会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まずは、申請番号24番、26番、及び67番の審議を行ってまいりますが、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号14番 中村一彦 委員の退席を求めます。

（14番 中村一彦 委員 退席確認）

議長（三浦会長）

これより、申請番号24番、26番、及び67番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号24番、26番、及び67番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（三浦会長）

よって、申請番号24番、26番、及び67番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号14番 中村一彦 委員の着席を求めます。

(14 番 中村一彦 委員 着席確認)

議長（三浦会長）

これより、申請番号 24 番、26 番、及び 67 番を除く議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（三浦会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（三浦会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（三浦会長）

よって、議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時28分）

議長（三浦会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和 6 年度第 10 回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（工藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年1月24日

会 長 _____

9 番委員 _____

10番委員 _____

令和 6 年度

第 10 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 6 年 12 月 25 日（水）午後 1 時 00 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 報 告

（1） 第 10 回運営委員会報告

（2） 農地法等に関する業務報告

4 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案の決定について

5 閉 会